

登録電気工事業者登録証の再交付について

1. 提出書類等

- (1) 登録証再交付申請書
- (2) 再交付手数料（申請書に貼り付けて提出してください）

2,200円分の再交付手数料については納付書により納付していただきます。

納付方法については島根県HPに掲載されている納付書による納付方法についてをご覧ください。

2. 再交付を申請できる場合

登録証が汚れたり、破損したりして登録証の記載事項が不鮮明となった場合
登録証が紛失した場合

3. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-8501 松江市殿町1番地
島根県商工労働部産業振興課
総務企画係
TEL 0852-22-5486

手数料等納付書の納付済証貼付欄

2,200円

※納付済証は横向きに貼付して構いません。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日

様式第13（第9条）

登録証再交付申請書

年 月 日

島根県知事殿

〒

住所

ふりがな
氏名又は名称

法人にあつては

ふりがな
代表者の氏名

(連絡先 TEL : — —)

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 島根県知事登録第 号

2 再交付の理由

-
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。